

徳島県医師会裁定委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、徳島県医師会定款（以下「定款」という。）第54条の規定に基づき、徳島県医師会裁定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員の選任)

第2条 裁定委員（以下「委員」という。）は、郡市及び大学医師会（以下「郡市等医師会」という。）の会員から1名ずつ選出する。

2 委員が欠けた時は、当該委員の属する医師会から選任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、裁定又は調停を行う。

(1) 定款第52条第1項に掲げる事項

(2) 定款第53条第1項に掲げる事項

(3) 徳島県医師会（以下「本会」という。）又は他の医師会をを除名された者で、本会に入会を希望する者に関する審議裁定。

(委員会の定足数及び決議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、審議を開き決議することができない。

2 委員会の決議は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

(裁定の請求)

第6条 郡市等医師会の裁定に不服のあるものが、本会の裁定を求めるときは、その裁定の写しを附し、提訴理由及びその立証を記載した訴状並びに副本二通に署名して、徳島県医師会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、郡市等医師会の裁定があった日から30日以内に、その訴状が提出されなければ、これを受理しないものとする。

(裁定の執行延期の通告)

第7条 会長は、訴状を受理したときは、受理の日から10日以内に当該医師会に対し、理由を付けて委員会の裁定の決定にいたるまで、その裁定の執行

の延期を通告しなければならない。

(委員会への付託)

第8条 会長は、訴状を委員会に付託し、訴状の副本一通を当該医師会に送付して、期日を定めて答弁書を提出させる。

(請求の却下)

第9条 委員会は、裁定の附託があった場合、その案件が裁定の請求をすることができないもの、又は裁定の請求が所定の手続に違反したものであるときは、審議の上その却下を会長に具申することができる。

(訴状及び答弁書による審議)

第10条 委員会は、訴状及び答弁書によって審議し裁定する。

2 委員会は、指定した期日までに答弁書が提出されなかったときは、訴状だけで審議し裁定することができる。

(意見聴取)

第11条 委員長は、審議にあたって必要があると認めるときは、裁定を請求した会員及び原裁定を下した医師会長を、委員会に招致し意見を聴取することができる。

(委員会の裁定を経ない処分)

第12条 郡市等医師会における会員の戒告または除名の裁定に関し、その裁定の日から30日を経過して本会に裁定の請求がない場合には、会長は、委員会の裁定を経ないで、郡市等医師会の裁定を本会の裁定として本会における処分を行うものとする。

(郡市等医師会間の紛議)

第13条 郡市等医師会相互間の紛議について、調停斡旋を請求しようとする場合は次の各号の事項を明らかにし、文書をもって会長に申し出るものとする。

- (1) 斡旋請求者の名称および代表者
- (2) 相手方の当事者の名称および代表者
- (3) 紛議の内容
- (4) 紛議の経過報告
- (5) 申し出の年月日

(請求の通知)

第14条 会長は、当事者の一方から調停斡旋の請求があったときは、ただちに他の当事者に通知しなければならない。

(委員会への付託)

第15条 会長は、調停斡旋の依頼を受けたときは、ただちにこれを委員会に付託するものとする。

(議事開始の通知)

第16条 会長は、委員会が幹旋に関する議事を開始しようとするときは、議事開始の日の7日前までに、当事者双方に通知を発しなければならない。

(議事の非公開)

第17条 委員会の議事は、公開しない。

(決定の報告)

第18条 委員長は、議事の決定があったときは、議事の経過及び議決の理由をつけて、文書をもって会長に報告しなければならない。

(理事会への報告)

第19条 会長は、委員長から報告があったときは、これを速やかに理事会に報告しその取扱いを決定しなければならない。

附 則

1 本規則は、平成25年4月1日から施行する。